

## <過去のお知らせ>

### 地上テレビジョン放送のアナログ周波数変更対策における 工事統括者の公募

社団法人電波産業会は、地上デジタルテレビジョン放送の円滑な導入を図るため、電波法第71条の<sup>3</sup>の規定に基づき、総務大臣から指定周波数変更対策機関の指定を受け、アナログ周波数変更対策業務を実施しております。

この業務に係る受信対策の実施にあたって、受信者の負担をできる限り少なくし、かつ、大量に生じる個別の受信対策工事を一定期間内に円滑、効率的、経済的に実施することができるようにするため、受信対策対象地域毎にその地域内の対策工事の実施を統括する者（工事統括者）を選定することといたしました。また、選定した工事統括者には、アナログ周波数変更対策業務の一部の業務を委託することといたしました。

このため、地上テレビジョン放送のアナログ周波数変更対策における工事統括者の公募について下記のとおり公表します。

本件工事統括者の選定は、説明会に出席した者が提出する提案書の比較審査の結果に基づき行うこととします。

#### 記

#### 1 公募の目的

アナログ周波数変更対策を円滑に進めるため、<sup>3</sup>の対象地域毎に当該対象地域の現地状況に精通し、かつ、統括業務を推進する能力のある<sup>1</sup>の者を選定します。

#### 2 工事統括者の業務

##### (1)自主業務

当該受信対策対象地域の給付金交付決定を受けた受信者からの依頼により行う受信対策工事について、工事統括者の自主業務は次のとおりです。

- ① テレビ受信対策工事実施業者の確保
- ② 受信者対策工事方法の確認及び調整
- ③ その他受信者対策工事の実施の全体統括

##### (2)委託業務

工事統括者に当会が委託するアナログ周波数変更対策に係る現地的業務

(受信者対応業務) は次のとおりです。

- ① テレビ受信対策対象地域におけるテレビ受信対策の周知 (パンフレットの配布等)
- ② テレビ受信対策対象地域における受信者への給付金申請書等の配布
- ③ 現地における個別受信者相談業務  
(対策に関する問合せ、苦情等の電話及び直接個別相談への対応)

### 3 対象地域

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都・神奈川県、岐阜県、愛知県・三重県、滋賀県・京都府、大阪府・奈良県、兵庫県及び和歌山県の12地域

### 4 提案募集日程

説明会出席受付期間：平成14年9月17日 (火) から9月24日 (火)

説明会の日時：平成14年9月25日 (水) 11時から12時

説明会の会場：プラザホール 霞が関ビル 1階 東京都千代田区霞が関3-2-5

(提案書提出締切日時：平成14年10月8日 (火) 12時 (厳守))

### 5 説明会への出席申し込み

出席者の所属、役職名及び氏名、所在地、連絡先 (連絡者、電話番号、FAX番号) を記載して、当会の窓口へ持参、郵便、FAX又はEメールにより申し込んで下さい。

### 6 担当部署及び担当者

周波数変更対策部 野田、服部

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル14階

電話 03-3500-1657 F A X 03-3502-7250

E-mail: [hattori@arib.or.jp](mailto:hattori@arib.or.jp)